慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『家凞公御書翰』略解題・翻刻(上) : 附 近衛家凞筆書状に見る空海筆『風信帖』の影響
Sub Title	
Author	緑川, 明憲(Midorikawa, Akinori)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2013
Jtitle	三田國文 No.57 (2013. 6) ,p.11- 26
JaLC DOI	10.14991/002.20130600-0011
Abstract	
Notes	図削除
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20130600-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『家凞公御書翰』略解題・翻刻（上）

附　近衛家凞筆書状に見る空海筆『風信帖』の影響

緑川明憲

江戸時代を代表する文化人のひとり、近衛家の第二十一代当主家凞（一六六七―一七三六）について、能書としての一般的な認知度はとりわけ高く、家凞を主とした展覧会が催されることは珍しくない。最近の例では、去る平成十三年に宮内庁三の丸尚蔵館で「近衛家凞―風雅の探求」展が催され、また同二十年に東京国立博物館で催された「宮廷のみやび―近衛家一〇〇〇年の名宝」展内には、「家凞の世界Ⅰ（Ⅱ）」と題したコーナーが設けられた。いずれも家凞筆の和歌懐紙や写経、詩歌の抜き書き、画賛といった、日本書道史上「復古和様」とか「上代様」などと称される名筆が多く展示されたことは記憶に新しい。

ところで、右の展覧会でもそうであったが、家凞の書として展示されるのは今述べた類のものが多く、今日までにかなりの数が伝来すると思われる書状を多く目にすることは、あまりないように感じられる。詩歌の抜き書きなどとは違い、書状が華麗な料紙に書かれることは皆無と言ってよく、普通想起される家凞の書に対する華やかなイメージをやや求めにくいことは否み難い。視覚的にも楽しもうとする意図からすれば、展示にはどちらかと言えば不向きなのであろう。[1]

しかし、書き手の実像を伺い知る貴重な内容を含んでいるのがまさに書状であり、また、本稿で紹介する第二紙の追而書に「書中無正体候」と記しているように、書状はいずれも草卒に書かれるため、飾らない書風が却って反映されやすいとも考えられる。このため本稿では、家凞の書状のうち、十九通が一括して伝来する『家凞公御書翰』（本書外題による。個人蔵）を順次取り上げて紹介し、その内容や、所謂「書作品」とは異なる家凞の書風などに注目していきたいと考えている。

〔略解題〕

書名　『家凞公御書翰』
装訂・巻冊数　巻子装・一軸
表紙　砥粉色天地藍打曇表紙、高さ二〇・三センチ
外題　「家凞公御書翰」（打ち付け書き）
識語　「此台翰十九枚嘗得于市／店恐其分散合成一巻／以為家蔵云／嘉永四辛亥歳中秋／（朱陰方印「邦正之印」）」
＊楷書に近い行書体。家凞の書風によく似る。

箱書　（蓋表）「准三宮豫楽院殿下御消息　壱巻」
（蓋裏）「明治十五年八月立野令息臥病／数旬既得全快
予贈此以祝焉／蓋以文中病痾全快之語也／雲林
逸士行正誌」
（手前側面）「家凞公御消息」
＊いずれも打ち付け書き。

備考

大きさや紙質の異なる十九通の書状を貼り繋いで、巻子装に仕立てたもの。第六・八・十七・十九紙を除く全ての紙背右下には、朱で「一（～十八）」とある。これは、巻子に表装する際に記された整理のための番号と思われる。ただし、この数字の根拠、つまり書状の順番が持つ意味は必ずしも明確でない。軸先は木製で、現在の表装は原装と見て差し支えない。

識語及び箱書により、本書の成立と伝来が判明する。すなわち、「邦正」なる人物が嘉永四年（一八五一）、市場に出ていた家凞筆の書状十九通の散逸を恐れ、まとめて一巻にしたという。この「邦正」とは、恐らくは嘉永七年二月六日に没した近衛家の近習、安平次主殿（諱は邦正。生年未詳）であろう。近衛家の陽明文庫には家凞の書が永い年月を経てなお膨大に伝来しているが、同家の家司であった邦正はより身近にその書に接し、学ぶ機会も多かったはずである。ために邦正によって認められたと思われる識語は、家凞の書風を髣髴とさせるのであろう。近衛家の家司には岡本邦氏や佐竹重威、さらには重威以後の佐竹家歴代当主など、家凞の書風をよくする能書が少なくなかった。

さて、蓋裏に認められた箱書によれば、明治十五年（一八八二）、書状中に「全快」の語があることを理由に本書は「雲林逸士行正」から「立野令息」へと贈られた。両者はともに現段階では伝を詳らかにし難いが、延宝年間（一六七三～一六八一）から明治維新まで、近衛家に代々近習や六位侍[2]として仕えた家に立野家がある。初め安平次家の所蔵であったように、近衛家との縁から、あるいはこの立野家との関連を疑うのは考え過ぎであろうか。なお、「快」や「快然」の語はしばしば見られるものの、本書中に「全快」そのものの語は見当たらない。

ところで、春名好重氏が『書の魅力』（春潮社、平成十四年）の中で詳しく述べておられるように、わが国では平安時代のごく初めより連綿と名筆劇跡を贈答する習慣が続いていた。家凞の場合も、霊元院や東山院、中御門院といった歴代の天皇へ、自身の書が手本として献上されているのをはじめ、早くもその在世中から贈答に用いられている例が確認される。家凞の薨去後も、例えば宝暦七年（一七五七）五月には近衛内前（家凞の孫）が鹿児島藩京留守居役の種子島宇左衛門へ家凞筆「御画竹」を、また、天明七年（一七八七）九月には近衛経凞（家凞の曾孫）が西園寺賞季（たかすえ）へ家凞筆の一行書をそれぞれ贈っている。つまり本書が「立野令息」へと贈与されたのは、「快」や「快然」といった文字があるために家凞の書が偶然に選ばれたと見るだけでなく、珍重愛翫に堪え得る名筆劇跡が贈答に用いられてきた歴史の、近代における一例であるとも言えよう。

【近衛家凞筆書状に見る空海筆『風信帖』の影響】

後掲する書状のうち、第二紙には「徳大寺黄門」の名が見える。家凞の在世中に徳大寺家の者で「黄門」、すなわち中納言（権中納言）に任ぜられていたのは、

公全（きんたけ）（一六七八―一七一九）
実憲（さねのり）（一七一四―一七四〇）

の二人である。このうち実憲が権中納言だったのは、享保十三年（一七二八）三月四日から同十六年九月二十九日までであった。だが、実憲が権中納言に任官される以前の享保十年十二月二十四日、家凞は出家し、法号「豫楽院真覚」を名乗る。これ以降に書写された書画経典類の落款などには、管見の範囲では多く「准三宮真覚」、または「虚舟子」（家凞の号の一）ないし「物外楼主人」[3]などと署名しており、第二紙末尾のように、俗名「家凞」と署名する例は見当たらない。従って実憲を指す可能性は著しく低く、「徳大寺黄門」は公全を指すものと考えられる。これにより、第二紙は公全が権中納言だった元禄六年（一六九三）十二月二十五日から同十二年九月三十日までの間に書かれたと見て大過ない。[4]

ところで第二紙の書かれた年代については、書風の上―ここでは特に空海の影響―からでも右に挙げた年代が推測できるようにも思われる。

かつて蕪稿「大師流継承者としての近衛家凞」（『藝文研究』90）でも指摘したように、家凞は特に空海を憧憬し、その書から受けた影響は極めて大きかったが、文献上で確認される家凞と空海との書における最初の接点は、元禄二年十一月五日、家凞が二十三歳の時に臨書した『潅頂歴名』である[5]（臨書は公益財団法人陽明文庫蔵）。その後、翌三年三月二十七日には教王護国寺（東寺）へ自ら出向き、同寺が所蔵する空海筆の『真言七祖梵漢名号』、『風信帖』（『風信帖』・『忽披帖』・『忽恵帖』の書状三通）、『空海請来目録』などを閲覧している。この日は閲覧だけでなく、家凞は母常子内親王へ「うつしども」（『无上法院殿御日記』元禄三年三月二十七日条）を見せているので、実際に写す（臨書か）作業も行った。

しかしこの一回では飽き足らなかったのであろう、さらに翌四年の四月十六日・二十四日・二十九日の三日間、家凞は公休を使って再び東寺を訪れ、前年に閲覧した『真言七祖梵漢名号』、『風信帖』、『空海請来目録』に加えて、『十喩詩』末跋も写している。

このように、元禄三年と四年に空海の書状を二度にわたって写した（学んだ）ことは、わけても注意される。これ以後に家凞が認める書状―例えば第二紙―には、空海筆の書状の構成や筆法の影響を受けている可能性が十分に考えられるからである。

もちろん家凞は空海に限らず、非常に多岐にわたる古筆類を学び、それらの書風を受容・消化して独自の書風を形成したことは多くの研究者の既に指摘するところである。実際、第二紙を認めたと思われる時期に重なる頃、家凞は藤原佐理の書を盛んに学んだ。すなわち、元禄八年十月に『松前帖』を、同十年八月に『国申文帖』（『女車帖』）を臨書し、また、年代が明らかではないが『離洛帖』と『恩命帖』なども臨書している。[6]こ

図Ⅰ　空海筆『忽恵帖』

れらは全て佐理の書状であるため、例えば「佐理之一墨之様」（藤原明衡『新猿楽記』）と言われる、数文字があたかも一文字の如くに見えるとされる特徴が第二紙に看取できても、不思議ではないはずである。

一方、書状だけでなく空海の書は多くの文字が独立して書かれ、連綿は短い。特に空海筆の『風信帖』（図Ⅰ。本稿では特に『忽恵帖』を挙げた）に関して言えば、末尾の「遍照状上」及び「九月五日」が、共に四文字の連綿で最長であるほかは、三文字、二文字の連綿が僅かに見られるに過ぎない。では家凞筆の第二紙はどうか。こちらも追而書を含めて連綿は長くなく、各文字の単体性は比較的高い。草体で「一墨之様」に書き流す佐理の書状とは、およそ正反対の特徴を備えていると言っていいだろう。佐理のような遠い例を挙げずとも、近衛信尹（家凞の高祖父。図Ⅱ）や近衛基凞（家凞の父。図Ⅲ）の書状と比較しても、家凞筆の連綿の短さは目を引き、それを特徴のひとつに挙げることは許されるのではないだろうか。[7]

また『忽恵帖』全体の特徴として、端から奥に向けて文字が緩やかに右肩上がりになっている傾向も指摘できる。目を転じて第二紙を見ると、やはり同じような趣があり、末尾の署名などにあっては特にそれが顕著である。

さらに、第二紙と空海筆との文字について個別に比較してみたい。先にも述べたように家凞は古筆類を極めて幅広く学んでおり、個々の文字を見れば多くの書の影響を指摘できるだろうが、特に『風信帖』（略称〈風〉）・『忽披帖』（略称〈披〉）・『忽恵帖』（略称〈恵〉）に注意して見ると、いくつかの類似点を見

図II　近衛信尹筆書状

図III　近衛基凞筆書状

出すことができる。

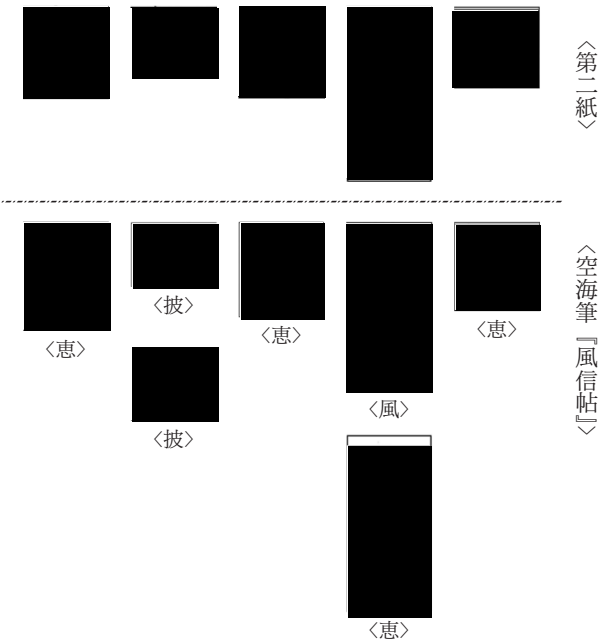

学んだ書風というのは、年月が経つに従ってその影響は次第に少なくなっていく傾向が見られるが、[8] 第二紙全体の構成や文字には、空海の書状を学んだ影響が十分に見て取れる。つまりそれを学んだ元禄三・四年からさほど隔たらない時期に書かれたことが、想定されるのである。

具体的な充所を欠いているために年代の確定が困難な書状が多い本書にあって、ある程度の年代が絞り込める第二紙は、家凞の青年期（二十六歳から三十三歳まで）における書風を示すと共に、空海の影響を少なからず受けていることも物語っている。「復古和様」という語などから、家凞の書に対して特に藤原時代の和様の書の影響ばかりを想起しがちであるが、空海から受けた影響もまた、看過することはできないのである。

註

（1）仏教書道社発行の『仏教書道』昭和四十年四月号では、「豫楽院の書翰」と題した特集がなされ、家凞の書状十三通が図版・釈文ともに紹介されている。また、同誌には中村素堂氏が「豫楽院とその書翰」と題する論文を寄稿している。

（2）六位侍とは公家などの諸家に勤仕した侍で、その名の如く朝廷より六位に叙せられた者を指す。近衛家では享保二十年八月十九日に数百年来の中絶を経て再興された。身分的には諸大夫の下位、近習の上位にある（拙著『豫楽院鑑　近衛家凞公年譜』）。

（3）「物外楼」とは、鴨川西岸にあった家凞の隠居所「河原御殿」に備わっていた高楼の名。享保十九年には楼の上層が取り外されて「物外廬」と改称した。

（4）徳大寺公全は、元禄十二年八月十七日に家凞の息女姫君（諱は不明。法号は霊性院）との婚姻が決まり、家凞の女婿となった。公全と姫君の間に生まれたのが、実憲である。

（5）貞享四年（一六八七）四月六日、東大寺再建のために龍松院公慶が京で出開帳を行った。この時出陳されたもののひとつに「弘法大師カタカナノ弥陀号」（『堯恕法親王日記』）があり、家凞による写しが公益財団法人陽明文庫に三通伝来している。これら『片仮名名号』には識語や落款がないため詳細は不明だが、仮に貞享四年に写されたとすれば、書における両者の接点は元禄よりもさらに遡ることが可能である。

（6）家凞は元禄八年七月には佐理の七百年忌祭文も書写している。本稿で紹介した家凞による佐理の臨書などは、いずれも公益財団法人陽明文庫に現存する。

（7）入木道では書式が重要視されたが、書状（消息）において、例えば「消息などは見苦しからぬ程にかき候べく候」（尊円入道親王『入木抄』）、「消息ノ事。ヨミヨク見能様ニ可書。ウス、ミニ霞ノ靡ク如ク可書」（『玉章秘伝抄』下）、あるいは「消息事、可為行字、端置笏之程残之」・「消息書様事、サシタル無故実歟」（持明院基春『入木道之事』）などとされる程度で、連綿に関わる制式は特に存在しなかったらしい。従って、連綿は書き手の個性が出やすい点のひとつであると考えられる。巻筆を用いて書く場合はそもそも長い連綿は出にくいが、空海を広く学んだ家凞にあっては、意識としてはやはり空海の書の影響は大きいと思われる。

（8）国士舘大学教授の細貝宗弘先生御教示による。

なお、家凞の個々の事績については、註2でも挙げた拙著『豫楽院鑑　近衛家凞公年譜』（勉誠出版、平24）に多く収録している。併せて御覧頂ければ幸いである。

〔翻刻凡例〕

一、書状中に異体字や特殊な仮名がある場合は、適宜通行の字体に改めた箇所がある。また、平出や欠字がある場合は本紙に忠実に翻刻した。

一、追而書は、本文よりも二字下げとした。

一、判読不明の文字は、■で示した。

一、書状本紙の大きさ（縦×横）の単位は、全てセンチメートルである。

第一紙

〔翻刻〕

【第一紙】 奉書紙、一六・三×四一・四

返々神事之うちにても
不苦候間公暇来臨
所希候也不具
先刻来給候処
参　内不得芳意
残念難顕筆端候
弥平安珎重々々
日外入見参候一巻
早速返給落掌候
抑以恭印申入候
一物即刻相調
欣幸之至候彼是
呈一翰候近日入来
相待計候也
二月朔日　　家凞

（捻封墨引）

▼文中「恭印」とは、近衛家の位牌所不断光院や智恵光院（いずれも近衛家の抱え屋敷のひとつ桜御所内にあった）の住持をつとめた人物。出自・生没年ともに不明だが、基凞の日記『基凞公記』によれば、天和二年（一六八二）九月から元禄十六年四月まではその名が見え、以後日記に登場しなくなることか

ら、少なくともこの間に活躍したことは確かである。近衛家が主宰する和歌や連歌の会にしばしば参加し、元禄十六年四月五日には「数年於連歌有志」（『基凞公記』）により、基凞から連歌天仁遠波切紙相伝を受けた。なお、本紙にも空海の筆に近似する文字が看取されるため（後掲）、元禄三年から元禄末年までの間に書かれた可能性が考えられる。

〈第一紙〉

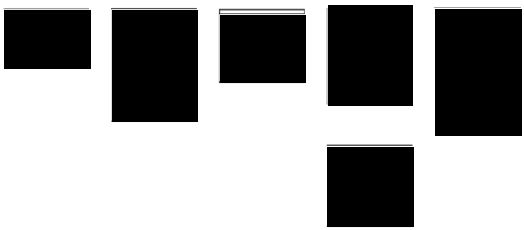

〈空海筆『風信帖』〉

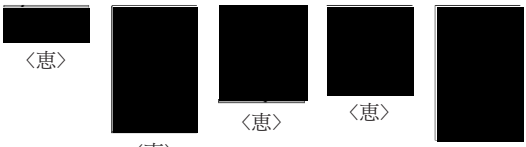

第二紙

【第二紙】 奉書紙、一四・九×三四・六

返々徳大寺黄門へも従此方以
使可令申入候へとも与風如何敷
候間御辺迄申入候何とそ被染
所身弥快然候哉
芳翰候様ニ所希候爾今
抑此色帋急々
手振書中無正体候也
事別而多罪々々
来月三日迄ニ出
来候様ニ大納言殿へ
憑申度候并一枚ハ
徳大寺黄門へも被染
筆候様ニ御辺以了簡
可伝給候偏憑入候
無拠事候故如此候
余端期面謁候也
二月晦　家凞

（切封墨引）

▼文中「大納言殿」について、「徳大寺黄門」の如く官職に家名や地名をあえて記していないことから、近親者を指すとも考えられる。仮に家凞の嫡子家久へ権大納言任官時に充てたとすれば、公全の権中納言期間と併せて考えると、元禄十一年十二

月二十六日から同十二年九月三十日までの間に絞り込めることになる（家久十一歳〜十二歳）。しかし息子にわざわざ「殿」という敬称を付けるのか、また能筆であったとしても十一歳前後の子に色紙の揮毫を求めるのかなど、不審が残る。現段階ではこの「大納言殿」を特定する決め手に欠き、具体的に誰を指すのか不明と言わざるを得ない。

第三紙

【第三紙】楮紙、一六・三×四五・〇

昨日者光臨殊
寛々清談本望
之至候其節申
談候一件委細
承度候間近日
来給候様ニ所希候
抑此料帋当
来候近俗体候へとも
筆意快候間乍
少進し候可被
試也

十二日　家凞

[redacted]

第四紙

【第四紙】 楮紙、一五・〇×三一・六

返々何とそ〳〵入来
待入候也下
一昨日者緩々
対話多幸々々
弥平安候哉其節
令約候通廿一日ニ必
何とそ光臨待入存候
先以大納言殿ニも承
久々ニ而緩々申滿
大慶ニ存候由宜伝達
頼入候万端廿一日
期面謁候也
十八日　用事多書中無正体汗顔々々

（端裏）（切封墨引）

▼文中「大納言殿」について、第二紙同様に特定する決め手に欠き、具体的に誰を指すのか不明。本紙右端は切り取られた形跡が見られ、本来は端裏に充所と家凞の署名があったものと思われる。

第五紙

【第五紙】 奉書紙、一九・〇×三三・七

明日明後之中
可来給之由欣幸不
過之候乍去明日者
天気無心許候
且少々用事候間
明後廿一日入来候様
相待候為其如此候也
十九日　家凞

（捻封墨引）

第六紙

【第六紙】 楮紙、一六・三×三二・六

先日者返報之趣
并伊織物語承候
今日者天気
快晴候無急用候
者光臨所希候
用事候故早々
申残候也
　　廿日　　家凞

▼文中「伊織」については、近衛家に近習や諸大夫として仕え、同家御蔵役などを歴任した渡辺伊織（伊織は通称、諱は珍化。一六六四―一七三八）の可能性がある。伊織は享保元年九月二十四日、同じ年の十一月三日に中御門院の女御となる家凞の娘尚子（のちの新中和門院）の取次役に抜擢され、享保三年六月十五日には正六位下隠岐守に叙任せられた。享保五年一月二十日に尚子が薨去すると一旦は致仕したが、改めてその年十二月二十八日、尚子の子昭仁親王（のちの桜町院）の取次役となり、以後七十五歳をもって卒する直前まで朝廷に仕えた。なお、朝廷から正式に叙任されると通称ではなく諱や官職名で書き記される傾向があるため、「伊織」が仮に渡辺伊織と同一ならば、この書状は享保三年以前に書かれたことになる。（参考：公益財団法人陽明文庫蔵『近衛家雑事日記』・センチュリー文化財団蔵〈慶應義塾大学附属研究所斯道文庫寄託〉『御内儀侍分家譜』・『地下家伝』）

〔以下続く〕

※本稿引用資料は、以下の諸本に拠った（順不同）。なお引用に際し、句読点や濁点を私に施した箇所がある。

・『基凞公記』『无上法院殿御日記』＝東京大学史料編纂所蔵謄写本（原本公益財団法人陽明文庫蔵）
・『新猿楽記』『入木抄』＝『群書類従』
・『堯恕法親王日記』＝『妙法院史料』
・『玉章秘伝抄』＝『続群書類従』
・『入木道之事』＝宮内庁書陵部蔵本

また、近衛家凞筆書状以外の図版は、以下より転載させていただいた。

・近衛信尹筆書状＝センチュリー文化財団寄託品展覧会「日本の書状」展リーフレット
・近衛基凞筆書状＝小松茂美氏編『日本書蹟大鑑』第二十一巻
・空海筆『風信帖』（『風信帖』・『忽披帖』・『忽恵帖』）＝『弘法大師真蹟集成』（法蔵館）及び『弘法大師の書とその周辺』（東寺宝物館）

［附記］

本稿を成すにあたっては国士舘大学教授の細貝宗弘先生及び慶應義塾大学附属研究所斯道文庫教授の堀川貴司先生に御教示を賜り、図版の撮影は西山洋介氏にお願い致しました。記して感謝申し上げます。